

インド特許資料
インドにおけるコンピュータ関連発明の審査ガイドラインが一部改訂される

2017年07月18日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

インドにおいて特許を受けることができる発明には、コンピュータ関連発明も含まれていません。しかしながら、インド特許法第3条(k)には、「数学的方法、ビジネス方法、コンピュータ・プログラムそれ自体、又は、アルゴリズム」が特許を受けることできない発明として規定されています。

インドにおけるコンピュータ関連発明に関し、どのように審査が行われるかについては、「**Manual of Patent Practice and Procedure**」及び「**Guidelines for Examination of Computer Related Inventions (CRIs)**」（ガイドライン（案））に記載されています。

インド特許意匠商標総局（以下、インド特許庁と称する。）は、2015年8月21日に、「**Guidelines for Examination of Computer Related Inventions (CRIs)**」の運用が開始され、2015年12月14日に一時失効状態となりました。その後、改訂（旧ガイドラインと称する。）が行われ、2016年2月19日に即時発効しました。そしてこのたび、2017年6月30日に、ガイドラインの一部が更に改訂され（以下、新ガイドラインと称する。）、即時発効しました。

新ガイドラインと旧ガイドラインとの間の主要な相違点等について、以下に説明します。

【全3頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。